

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鴻巣市の人口は、昭和 35 年以来、継続的に人口増加を続けてきましたが、平成 12 年以降は人口減少となり、将来的にも人口減少が続くと推測されている。平成 17 年に老年人口が年少人口を逆転してからは、その差はますます広がる一方であり、平成 27 年時点では市民の 4 人に 1 人が高齢者（高齢化率 26.3%）だったが、令和 22 年（2040 年）には市民の 3 人に 1 人が高齢者（高齢化率 38.3%）と推計されており、今後も生産年齢人口の減少が進むと見込まれている。

本市の産業は大部分を占める中小企業が、地域経済の中心的な役割を果たしており、埼玉県「令和元年度 埼玉の市町村民計算」によると、市内総生産は 287,706 百万円であり、その構成比は第 1 次産業 0.9%、第 2 次産業 32.2%、第 3 次産業 66.3%となっている。「令和 3 年経済センサス」活動調査の速報集計によると、大分類でみた事業所数は、市内 3,177 事業所のうち、卸売業・小売業が 746 事業所、生活関連サービス業・娯楽業が 356 事業所、医療・福祉が 354 事業所、建設業が 327 事業所、製造業が 275 事業所、宿泊業・飲食サービス業が 274 事業所などとなっており、多様な業種が市内の基盤産業を担っている。また、市内全産業の従業員数 30,220 人のうち、卸売・小売業が 20.9%、製造業が 22.4%と大きな割合を占めており、本市産業の中核を担っているが、人出不足、後継者不足等の課題にも直面しているため、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、第 4 次産業革命と呼ばれる近年の技術革新をはじめ、圏央道や国道 17 号上尾道路の開通といった機会を捉え、新規企業の誘致と既存企業の設備投資への支援を重点的に取り組み、働く場の維持・創出を目指してきた。今後も引き続き、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、ますます重要となっている。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、県央地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

鴻巣市の産業は、卸・小売業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が鴻巣市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮し、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、自己所有の建築物の屋根又は屋上に設置するものに限る。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

鴻巣市では、地域特性を生かした産業が、市内全域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現させ、市内の均衡ある発展を推進する観点から、本計画の対象地域は、鴻巣市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

鴻巣市の産業は、卸・小売業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が鴻巣市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税等を滞納している事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。